

●まちのお知らせ

納付済額のお知らせ送付

令和2年中（1月～12月）に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『納付済額のお知らせ(確定申告用)』は1月下旬に送付します。確定申告の参考としてご利用ください。

■ 税務課 ☎ 64-7102

家屋取壊しの届出はお済みですか？

所有している家屋を取り壊したときは、税務課へ家屋取壊し届を提出する必要があります。家屋取壊し届を提出されないと、翌年度も固定資産税が課税される場合があります。

手続き方法

役場税務課に家屋取壊し届があります。窓口にて必要事項をご記入の上、提出してください。なお、提出の際には、印鑑が必要です。

届出締切日

12月25日（金）

■ 税務課 ☎ 64-7102

災害に備えましょう

いざという時に

大切なことは、自分の身は自分で守る気持ちです。

そこで、安八町職員で構成する防災士会より広報を通してワンポイントアドバイスを紹介していきたいと思います。

*防災士…社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識・知識・技能を有するものとして、NPO法人日本防災士機構が認定した人たちです。

償却資産(固定資産税)の申告をお忘れなく

償却資産とは、法人や個人で工場や商店など経営している方や、太陽光発電事業を行っている方が、その事業を営むために所有している土地及び家屋以外の構築物、機械及び装置、工具・器具及び備品等の資産をいいます。

申告が必要な方

令和3年1月1日現在、事業用の償却資産を所有、貸し付けしている法人や個人

申告方法

①前年度申告されている方

12月初旬に申告関係書類を郵送します。廃業・休業・解散や資産の増減がない場合でも申告してください。

②令和3年度から申告される方(新規)

令和2年中に新規事業を始められた方は、新しく償却資産の申告をする必要があります。該当資産のない場合でも、必ず申告をしてください。

*申告書をご希望の方は、税務課までご連絡ください。

申告期限

令和3年2月1日（月）

■ 税務課 ☎ 64-7102

60歳になったら事業承継を考えましょう！

事業承継対策は早めの取り組みが大切です。

金融機関や商工会・商工会議所などが事業承継の準備に向けた相談に対応します。中小企業、小規模事業者のニーズに合わせ、弁護士・公認会計士・税理士・中小企業診断士・社会保険労務士などの事業承継のプロが無料でアドバイスします。

■ 安八町商工会 ☎ 64-4811

大垣税務署からのお知らせ

令和2年分確定申告会場を、大垣市民会館に開設します。

期間

令和3年2月16日（火）～
3月15日（月）

*土日・祝日は除く

令和3年2月15日（月）以前は、公的年金を受給されている方を主な対象として、税務署又は大垣市民会館のいずれかで申告相談を行いますので、相談を希望される方は、事前予約のうえご来署（館）ください。

詳しくは、大垣税務署個人課税部門にお問い合わせください。

■ 大垣税務署

☎ 78-4101

中小企業者等の固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症にかかる中小企業者等の令和3年度固定資産税の軽減について

対象者

- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本または出資を有しない法人もしくは個人で従業員1,000人以下の場合（大企業の子会社を除く）

対象資産

事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（土地や住宅用家屋は対象外）

軽減割合

令和2年2月～10月の任意の連続3か月間の事業収入の対前年同期比減少率

50%以上減少 → 全額軽減
30%～50%未満 → 1/2軽減

申告期限

令和3年2月1日（月）

*詳細は町ホームページ又は税務課へお問い合わせください。

■ 税務課 ☎ 64-7102